

## 食料供給困難事態対策法について

近年、地球温暖化や国際情勢の変化により全世界的な食料不足が問題となっている中、国内では様々な自然災害も発生しており、食料の安定供給が大きな課題となっております。このような中、昨年、政府は「食料・農業・農村基本法」を改正し、「食料安全保障」を基本理念の中心に据えた上で、不測時の措置を充実させることとし、別途、「食料供給困難事態対策法」を制定して、国民生活に特に重要な「特定食料」について国とともに民間も一定の役割を果たすべき旨を定めたところです。（そして、この「特定食料」には、米穀・小麦等とともに「植物油脂」も位置付けられたところです。）  
全油販連会長 館野洋一郎

### 1. はじめに

近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まり等を踏まえ、不測の要因によって我が国における食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立し、本年4月1日から施行しました。

本稿では、食料供給困難事態対策法（以下「本法」という。）の概要について、御紹介させていただきます。

### 2. 食料供給困難事態対策法の概要

特に本法のポイントとなる事項に沿って概要を御説明します。

#### 【ポイント1】早期（兆候）の段階から、政府対策本部を立ち上げ、政府一体となって対応する体制を構築

異常気象の発生など食料が大幅に不足する兆候を把握した早期の段階から、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国务大臣を本部員とする政府対策本部（以下「本部」という。）を設置し、政府一体となった対策を講じる体制を構築することとしています。この本部の下で、供給確保を図るべき食料や生産資材について、供給目標数量や、供給確保対策などを盛り込んだ実施方針を定め、関係省庁が連携して対応していく仕組みです。

#### 【ポイント2】深刻度に応じて事態を区分

本法では、事態の深刻度に応じて必要な措置を講じる観点から、深刻度に応じて事態を「平時」、「食料供給困難兆候」、「食料供給困難事態」と区分しています。

「食料供給困難兆候」とは、干ばつや冷害など気象災害、家畜伝染病や植物病虫害等が発生し、米、小麦、大豆などの特定食料（後述）の供給が大幅に減少する、またはそのおそれがある状態であり、供給確保のための対策を講じなければ、より深刻化した段階である「食料供給困難事態」の発生を防ぐことが難しくなる事態を指しています。

次に「食料供給困難事態」とは、特定食料の供給が大幅に減少する、またはそのおそれにより、食料価格が高騰するなど実体的な影響が生じた事態を指しています。なお、『大幅に減少』の基準としては、平年と比べて全国的に供給量が2割以上減少する場合を目安とすることを基本としています。

また、「食料供給困難事態」のうち、さらに深刻化した、「国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ」のある段階にとしては1人1日あたりの供給熱量が、現在の摂取熱量や過去の最低摂取熱量を踏まえ、1,850kcalを下回るおそれがあるような場合としています。

#### 【ポイント3】対象となる食料と資材を政令指定

国民の食生活上重要なもの、又は食品製造や外食事業において原材料として重要であるなど国民経済上重要な農林水産物やその加工品を「特定食料」として、また特定食料の生産に必要な不可欠な生産資材を「特定資材」として政令で定め、供給確保対策の対象とすることとしています。特定食料としては、米穀、小麦、大豆、なたね・油やしの実、てん菜・さとうきび、生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵、小麦粉、植物油脂（大豆、なたね、

油やしの実を原材料とするものに限る。)、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵が、特定資材としては、肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品が指定されています。

#### 【ポイント4】平時・不測時の対策の基本的な考え方を基本方針として策定

不測時に備えて平時から行う取組や、不測時に講ずる対策の基本的な考え方を「基本方針」として令和7年4月11日に閣議決定しました。これはいわば、本法の運用における基本的な考え方を示すものです。対策の基本的な方向や、上述した食料供給困難兆候や食料供給困難事態の判断の目安となる基準の他、平時から行う備蓄の考え方、民間在庫量の把握なども含めた情報収集に関する事項も定めています。

対策の基本的な方向の一つとして、例えば、「本法に基づく対策は、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給確保できない場合に限ることが適当であることを踏まえ、事業者の自主的な取組を促す要請を基本とし、要請してもなお事態解消が困難な場合に限り、事業者に（義務を課すこととなる）計画の届出の指示を行う」旨を明記しています。

備蓄に関しては、事態発生初期の効果的な手段である一方で、一時的な措置であり、財政負担を考慮する必要があることも踏まえ、国だけでなく民間在庫も含めた量をトータルで捉える官民合わせた総合的な備蓄を推進することとし、現時点で国として十分に把握できていない品目については本法の規定に基づく調査等を行い、民間在庫情報の把握に努めることとしています。

#### 【ポイント5】事業者への要請など供給確保のための措置

食料供給が大幅に不足する事態においては、食料供給に携わるすべての事業者の方が国と協力して、供給確保を図っていくことが必要だと考えています。そのため、出荷・販売、輸入、生産・製造に携わる事業者の皆様に対して、それぞれ事態に応じて供給確保のための協力を要請等ができる仕組みとしています。

食料供給困難兆候の段階では、必要に応じて事業者の皆様へ、供給確保の取組の要請をすることができるようにしています。例えば、特定食料に含まれている植物油脂が不足する事態には、植物油脂の出荷・販売に携わる事業者に対しては、出荷・販売の数量や時期、仕向け先の調整を、輸入に携わる事業者に対しては、輸入の数量の拡大などをお願いすることも想定されます。事態がさらに深刻化し、食料供給困難事態において、要請だけでは事態を解消できない場合には、要請を行った事業者に対して、計画の作成・届出を指示し、それでもなお、必要な供給を確保できない場合には、実現可能性を踏まえつつ、届け出ていただいた計画を変更するように指示することができる仕組みとしています。

さらに事態が深刻化し、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれがあるときにおいては、熱量等を重視した生産への転換を要請又は計画の作成・届出指示や、他の法律に基づく割当・配給等を行うこととしています。

#### 【ポイント6】供給確保対策の実効性を担保するための措置（財政措置等）

輸入や、出荷販売、生産に携わる事業者の方々が国からの要請等に応じて供給確保を図ろうとする場合には、平時とは異なる追加的な費用が発生し、事業者にとって経営上のリスクを伴うことが想定されます。そのため、本法では、要請に当たっては、事業者が要請に応じて生産等の供給確保の取組が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置を講ずること、計画の変更指示に当たっては、事業計画の変更に伴う経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置等を講ずることをそれぞれ条文に明記しています。具体的な支援内容については、実際の対象品目や需給の状況など個々の事態に応じて必要な支援内容を検討し、講じていくこととなります。

また、食料供給困難事態において必要な場合に届出を指示する計画については、国として確保可能な供給数

量を正確に把握し、さらなる供給確保対策の必要性や内容を検討する上で、必要不可欠なものです。このため、本法では指示に違反して計画を届け出なかった場合には、20万円以下の罰金を科すなど罰則も規定しています。ただし、届け出ていただく計画は、事業者の事業の実態を踏まえ、実施可能な範囲での計画を届け出れば良く、必ずしも「増産」を内容とした計画を届け出ることを義務付けるものではありません。

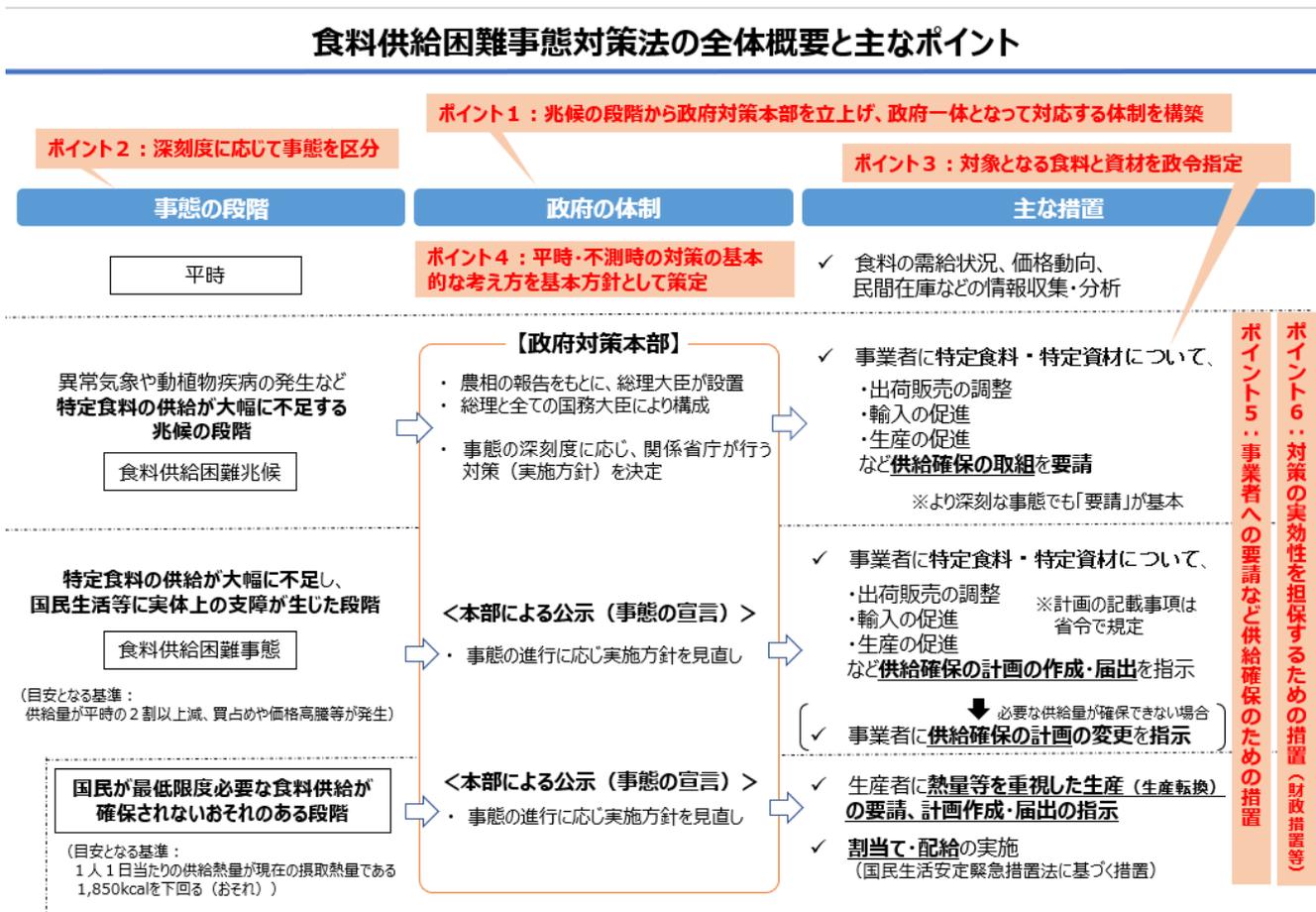
上述した内容も含め、下記の農林水産省 HP にて詳細を掲載していますので、ご覧いただけますと幸いです。

【食料供給困難事態対策法の概要について】(図)

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/attach/pdf/horitsu-32.pdf>

掲載先：<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/horitsu.html>

図 食料供給困難事態対策法の全体概要と主なポイント



### 3. むすびに

今後、不測の要因によって食料供給が不足するような状況となった場合には、本法に基づき、国民の皆様への食料の安定供給を図っていくこととなります。その際に本法に基づく各種措置を有効かつ円滑に講じていくためには、平時から食品製造事業者や卸売業者等の各種事業者や、品目団体などの関係業界の方々への丁寧な説明と意見交換を行い、さらなる運用の検討を行っていくことがなにより重要と考えています。今後も貴業界の皆様方におかれましても御理解・御協力を賜りますよう、誌面をお借りしお願い申し上げます。

所属：農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室

連絡先：03-6744-2224 (FAX 03-6744-2396)